

趣旨

日本学術会議は、国費で賄われる国の機関として独立して職務を行い、科学を行政、産業及び国民生活に反映浸透させる組織であるべきことから、国民から理解され信頼される存在であり続けることが必要。このため、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の抜本強化を図るとともに、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することを目的として、六年間の事業の運営に関する計画の作成、運営の状況についての自己評価の実施、会員の候補者の選考等に関する選考諮問委員会（仮称）の意見の聴取等に関する措置を講ずる。

（参考）日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

概要**1. 活動・運営****（1）中期的な事業運営計画（6年）の作成**

○6年間の事業の運営に関する計画（中期事業運営計画）を定め、公表する

「中期事業運営計画に定める事項の例」

- ①科学に関する重要事項のうち、6年間で審議を行うもの
- ②審議の成果の実現を図るために実施する事業に関する事項
- ③学術会議の活動について、行政、産業界及び国民の理解を深め、並びに広く行政、産業界及び国民の意見を反映させるようにするために実施する事業に関する事項
- ④上記事業の具体的な目標及びその実施時期
- ⑤委員会の設置、構成その他の委員会の組織の編成に関する基本的な方針 等

（2）科学的助言機能の強化

○幹事会が下線の事務を行うこととする

- ・学術会議の運営に関する事項を審議すること
- ・各が行う事務に関し、各部の間の調整並びに各部に対する援助及び助言を行うこと

（3）運営の評価・検証等

- 評価の基準や手続を明確にした上で、毎年度、運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づいて運営の改善のために必要な措置を実施
- 評価を行うに当たっては、会員及び連携会員以外の者であって、学識又は経験を有するものの意見の聴取その他を実施するよう努める

2. 選考・推薦・任命**（4）会員等に求められる資質等の明確化****（会員等に求められる資質）**

- 学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者であって、多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する者のうちから会員の候補者等を選考する
- 選考に当たっては、行政・産業界等との連携による活動の業績、国際的な研究活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮する

（会員候補者等の構成に関する配慮事項）

- 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地等に著しい偏りが生じないようにする
- 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮する

(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命

(会員の候補者等の候補)

○会員、連携会員、大学、研究機関、学術に関する団体、民間事業者の団体等の多様な関係者からの推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずる

(選考)

- 委員5人で組織される選考諮問委員会（仮称）を新たに設置
- 委員は、会員及び連携会員以外の者であって、科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用状況又は科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、科学に関する知見を有する関係機関と協議の上、会長が任命
- 選考に係る規則の制定並びに会員候補者の選考及び連携会員の任命の際に、あらかじめ、同委員会に諮問
- 選考諮問委員会は、必要があると認めるときは、学術会議に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる
- 学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない

3. フォローアップ

(6) 改革のフォローアップ

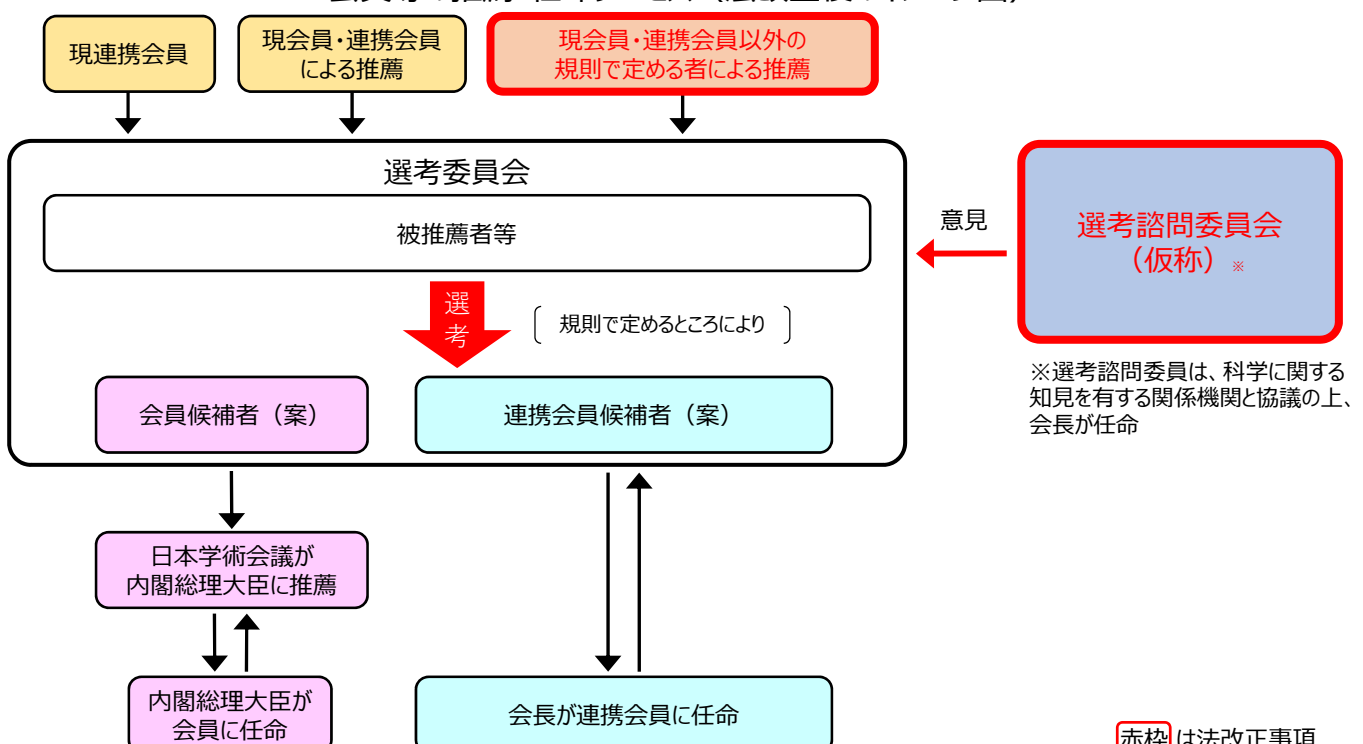
○政府は、改正法の施行後3年及び6年を目途として学術会議の運営の状況を検証し、その結果に基づいて、中期事業運営計画に定めるべき事項、評価の方法、会員及び連携会員の選考方法等その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びこの場合の財政基盤の確保の方法も含めた学術会議の組織及び運営の在り方の総合的な見直しを行い、法律の改正その他の必要な措置を講ずる

4. 施行日

(7) 施行日

○改正法は、公布の日から施行

会員等の推薦・任命プロセス（法改正後のイメージ図）



赤枠は法改正事項

選考諮問委員について

資料 2

調整中

取扱注意

- 選考諮問委員会は、選考諮問委員 5 人をもって組織する。
- 選考諮問委員は、会員及び連携会員以外の者であって、
 - ①科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、
 - ②産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況又は
 - ③科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、科学に関する知見を有する関係機関と協議^(※)の上、会長が任命する。

※ 「協議」：「協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、自己の意思を通じ合い、意見を交換した上で一定の事を行うこと」（『法令用語辞典』（学陽書房））。

	趣旨
①科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢	学術研究の全体的な潮流及びそのニーズを踏まえた会員選考を行う
②産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況	研究成果の活用についての産業界の期待やニーズを踏まえた会員選考を行う
	研究成果の活用についての国民の期待やニーズを踏まえた会員選考を行う
③科学の振興及び技術の発達に関する政策	科学技術に関する政策の方向性を踏まえた会員選考を行う

(参考) 日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号）

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。